



2017 年第 1 回定例会(2017 年 2 月 24 日)

加藤なを子議員の 2017 年度予算議案
などに対する反対討論

(文責：日本共産党神奈川県議団)

私は日本共産党県議団を代表して、定県第 1 号議案をはじめとする 16 議案のうち主なものについて反対する立場から討論を行います。まず 2017 年度神奈川県一般会計予算についてです。反対理由のひとつは、知事の予算編成などに対する政治姿勢についてです。

知事は代表質問で「日本の経済を好転させるアベノミクスの効果が現れ始めている。県が進めている経済のエンジンを回す政策は県民生活の向上に寄与している」と答弁しました。アベノミクスで大企業や富裕層に巨額の富がもたらされた一方で、労働者の実質賃金は 4 年のうち年額で 19 万円も減り、家計消費は実質 15 か月連続で対前年比マイナスとなっています。日銀の「異次元金融緩和」も実体経済には全く効果がなく、副作用だけが拡大し、事実上の政策変更を余儀なくされています。さらに重大なことは格差と貧困をいっそう拡大し、社会と経済の危機をさらに深刻にしていることです。神奈川でも県民の所得が減り、消費が増えず企業収益が伸びていない状況で、県経済が停滞しています。これは経済のエンジンが回っていないことを示しているのではないのでしょうか。県は財政危機を強調し、県民の願いに答えきれていません。プライマリーバランスは 2014 年度から連続して黒字であり、県の 2016 年 10 月の投資家向け IR 情報では、財政力指数は全国第 3 位と高い健全度を示しています。予算編成や税金の使い方を変えれば、県民の切実な願いに応えることができるはずです。そういった点から大企業支援や開発推進はあらためるべきです。

知事が力を入れている「ヘルスケア・ニューフロンティア推進」については、県民生活にとって必要性も緊急性も見えず、未病産業の創出、先進・先端技術の開発や市場展開の促進などについて、地方自治体として優先すべきこととは思えません。またインベスト神奈川やセレクト 100 による企業誘致政策推進、高

速道路建設やリニア中央新幹線の推進も改めるべきです。産業労働常任委員会でも質疑しましたが、武田薬品工業・湘南研究所にはインベスト神奈川80億円の交付が決定され、40億円が交付されています。しかしこのほど研究棟の一部を他社に貸与したため助成金が減額される事態となりました。また当初1000人の研究員はすでに500人で今後300人に縮小されると報道されています。村岡新駅構想や周辺の開発など、このようなまちづくりのやり方は見直すことが求められています。さらに2017年度予算には東京都と川崎市が共同で行う羽田と殿町地区をつなぐ連絡道路に対して、川崎市が実質的に負担する金額の3分の1に相当する額を補助するものが計上されています。2020年度までに約17億円。2017年度は2億7700万円とのことです。この補助は県単独のものですが、県民生活にとって必要性が薄く、この事業を進める県の姿勢が問われます。このような開発推進、企業誘致をさらに進めるような補助はやめるべきです。一方で県民のくらしと命を守るための予算、県民の切実な願いに応える姿勢が弱いと思います。切実な住民の要望に寄り添い向き合い、苦難の軽減のために取り組むべきです。県として小児医療費助成制度の拡充、保育園の待機児対策と保育士の処遇改善、大切な保育の質の確保、県内の市長会や逗子市議会からも要望されている「中学校給食導入促進事業費補助金」の創設、大学生向けの給付制奨学金の創設、安心して受けられる医療や介護の充実など、県としてその役割と責任を果たすべきです。県予算は大企業支援・大型開発優先から転換し、破たんしているアベノミクスに追従せず県民生活最優先の予算に変えることを求めます。

次に知事の姿勢ということでは平和・米軍基地にかかわってです。知事がこの間、米軍の事故などが起きた際に、地位協定の改定を求め、試案も作っていくことを表明されたのは非常に重要なことです。しかし、原子力空母の配備については安保条約に基づき国が判断したと述べ、知事として原子力空母の配備撤回を求めています。多くの県民が長年苦しめられてきた艦載機の爆音被害を日本からなくすためには、空母の配備撤回を求めるべきです。さらに原子力艦船については、万が一の災害が起きた時の対応や避難計画があまりにも不十分であり、国に対して最低でも日本の原子力発電所と同程度の対策を求める必要があります。また、同時に県として横須賀市や近隣市町と連携し、原発の避難計画と同程度の計画を策定するなどの対応が必要です。知事は、国任せの原子力艦船の災害対策を改め、県民の命と暮らしを守る先頭に立つべきです。

次に県立川崎図書館のKSPへの移転についてです。県立川崎図書館については行政が図書館政策を考える際に設置される専門家による協議会を設けるこ

となく、企業活動の支援機能に特化する方向性に変えられました。移転の経緯についても、県民への説明が不十分であり、透明性にも課題が残されました。利用者から希望された市内での存続についても機能の分散が危惧されています。このような移転はやめるべきです。

次に朝鮮学園の学費補助が予算計上されていないことについてです。神奈川県弁護士会は、県が保留・停止した学費補助を速やかに実施するよう求める声明を出しました。学園に教科書改訂の権限がないにもかかわらず改訂を求める県の理不尽さを指摘しています。以前知事は「子どもたちに罪はない」と発言しました「多文化共生」「共に生きる社会」の理念に添い、憲法で保障された学習権、国際人権規約、人種差別撤廃条約、子どもの権利条約に基づきすべての児童・生徒に対する予算を計上すべきです。

次に議会費の中で、県政調査で行われる議員派遣予算についてです。県政調査は、会派の責任で行われる視察について議員派遣として議決して行われています。しかし議員が行う視察については県政調査のほかに政務活動費で実施することができその違いは明確になっていません。政務活動費で視察を行える以上、県政調査については見直すべきです。

次に定県第36号議案 神奈川県立フラワーセンター大船植物園条例の一部を改正する条例についてと予算に盛り込まれている改修費についてです。多くの県民に知らされないまま、利用者が望まない改修が行われ、指定管理者制度による管理運営に変えられようとしています。施設の老朽化対策やバリアフリーは必要ですが、改修費5億5千500万円の予算で鑑賞温室は廃止、大切に育てられてきた熱帯植物は除去され、ガラス張りの展示場に変えられます。さらに園内の水辺である池も埋め立てられます。条例の改正で「植物園」の名称はなくされ、その機能も失いさらに利用料が値上げされれば、四季折々に訪れていた県民は利用しにくくなります。すでに指定管理者が担っている県有施設や公園などでは、利用者が事業内容や施設への意見・要望を県に伝えても「指定管理者に任せている、指定管理料で事業をおこなっていただいている」と対応しています。県立公園で植物をなくさないでほしいと要望すると「経営困難なので管理できない。収入になるイベントを行いたい」と応えているように運営の権限が指定管理者に移り機能の低下が予想されています。今までどおり県が管理・運営を行い、鑑賞温室や池を存続させ植物園機能を充実させることこそ県民が望んでいることです。温室や池をなくす改修や指定管理者制度の導入はやめるべきです。

次に定県第38号議案、障がい者支援施設に関する条例の一部改正についてです。これは指定管理者制度により管理・運営されていた秦野精華園を民間に譲

渡する条例改正です。県の直営から指定管理者に任せ、その後は民間に移譲するというような流れは改めるべきです。

そもそも指定管理者制度は、経費削減と住民サービスの向上が目的になっていますが、更新時に指定管理料を低く抑えて提案するために人件費が削られているのが現状です。これでは、非正規・低賃金の労働者がつくられ、専門性の確保、長期的な人材育成、人員配置の充実、集団での対応は行えず、安定的な運営、利用者へのサービスの向上は図れません。津久井やまゆり園の事件においても指定管理者制度における課題や県の責任が問われました。少なくとも利用者対応でも多くの困難があり、十分な人的配置や専門性が必要とされる福祉施設においては、指定管理者制度を見直し、公の責任で担い県直営に戻すべきです。

今後、県の障がい者施策は障害者権利条約を活かした内容で抜本的に見直し充実させ、当事者の方々の意見をよく聞き反映させることを求めます。民間施設でも地域でも、障害があってもなくても等しく尊重され、権利が守られ暮らせるようにすべきです。

最後に、県政が県民の暮らしを応援することを最優先にするとともに、米軍基地のない平和な神奈川をめざし、全力をあげるよう強く求めるものです。

以上、主な理由を述べ日本共産党県議団の反対討論といたします。